

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定によって、
歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

1 学説試験

平成二十四年三月一日（木） 午前九時三十分

2 実地試験

平成二十四年三月二日（金） 午前八時五十分

二 試験の場所

1 学説試験

広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁

2 実地試験

広島市南区霞一丁目二番三号 広島大学歯学部

三 試験の方法

学説試験及び実地試験

四 試験科目

1 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯
科技工学、小児歯科技工学、関係法規

2 実地試験

歯科技工実技

五 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校や厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所
を卒業した者（平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）

2 歯科医師国家試験や歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

3 外国の歯科技工士学校や歯科技工士養成所を卒業した者又は外国で歯科技工士の免許
を受けた者で、厚生労働大臣が前記1又は2に掲げる者と同等以上の知識と技能を有す
ると認めたもの

六 受験の手続

1 願書の提出期間及び受付時間

平成二十四年一月二十日（金）から平成二十四年一月二十七日（金）まで。ただし、
土曜日及び日曜日を除く（郵送の場合は、平成二十四年一月二十七日（金）までの消印
があるもの限り受け付ける。）。

受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

2 願書の提出先

広島県健康福祉局医務課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）

3 提出書類

(一) 受験願書

(二) 受験資格を証明できる次の書類

- (1) 前記五1に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込者は、卒業の日から三日以内に改めて卒業証明書を提出すること。）
- (2) 前記五2に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証明できる書類
- (3) 前記五3に該当する者は、外国の歯科技工士学校や養成所を卒業したこと又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証明できる書類
- (三) 写真（出願前六か月以内に撮影した正面・脱帽・上半身像の写真で縦六センチメートル、横四センチメートルのものを広島県が交付する写真票の定められた位置に貼ること。）

七 受験手数料

三万六千円

この手数料は、三万六千円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた位置に貼って納めること。この広島県収入証紙には消印をしないこと。

また、この手数料は、指定の納入書により金融機関で当該額を納めることもできる。この場合は、受験手数料払込証明書を受験願書（裏面）に貼ること。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

次の二つの要件を満たす者は、この受験手数料を全額免除するので、受験願書と必要な書類のほかに、次の2の手帳とその写し（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は広島県の証明印のあるページの写し、戦傷病者手帳は発行者印のあるページと本人の氏名・現住所の記載のあるページの写し）を広島県健康福祉局医務課へ持参すること（代理人の持参も可）。

- 1 広島県内に住所のある者
- 2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳を所持する者
- 八 その他

- 1 受験願書の用紙は、広島県健康福祉局医務課で交付する。
郵便で請求する場合は、八十円切手を貼った、宛先明記の返信用定形封筒を同封すること。
- 2 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- 3 合格者の発表は、平成二十四年三月二十九日（木）に広島県庁前の掲示場に掲示して行うほか、合格者には合格証書を交付する。
- 4 この試験についての問合せは、広島県健康福祉局医務課（電話「〇八二」五一一―三

○五六 「ダイヤルイン」にすること。